

番 号
年 月 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の
漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第1項の制限措置の内容について
（諮問第341号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法
（昭和24年法律第267号）第42条第1項の制限措置の内容について別紙のとおり定めた
いので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

37	操業区域の44及び46	1そうひき又は2そうひき	周年	15トン以上30トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上41トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
				15トン以上50トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上76トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 14
				15トン以上65トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上96トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
38	操業区域の45及び46	1そうひき又は2そうひき	周年	15トン以上50トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上76トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
39	操業区域の47	1そうひき及び2そうひき	周年	15トン以上150トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上185トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 8

備考

- 「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると水産庁長官が認めて大型化した船舶については、大型化前の総トン数が「船舶の総トン数」の列に該当するものとする。ただし、当該船舶の制限措置の内容となる船舶の総トン数は、当該大型化による増加トン数も含めたトン数とする。

別記 操業区域

(北海道区)

- 東経152度59分46秒の線以西のオホーツク海の海域及び北海道松前郡松前町日神岬突端正西の線以北の日本海の海域
- 東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域
- 東経152度59分46秒の線と北海道北斗市葛巻岬突端から青森県下北郡東通村尻屋崎突端を通る線との両線間における太平洋の海域
- 東経152度59分46秒の線と北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線との両線間における太平洋の海域(太平洋北区)
- 北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)から青森県下北郡大間町大間崎突端に至る線、北海道函館市恵山岬突端から同県下北郡東通村尻屋崎突端に至る線のうち恵山岬突端から同線と同島の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から同海岸線を青森岩手両県界に至る線、同県界正東の線及び東経142度29分47秒の線により囲まれた海域
- 東経152度59分46秒の線と択捉島ウエニンリン岬突端150度の線との両線間における太平洋の海域
- 北海道浦河郡浦河町浦河灯台正南の線以北、北緯42度40分9秒の線以南の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。
 - 次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
 - 北海道浦河郡浦河町浦河灯台
 - 北海道浦河郡浦河町浦河灯台南西の線と北緯42度9秒の点
 - 北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)南西の線と北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台15海里の点
 - 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東15海里の点
 - 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台132度10海里の点
 - 北海道釧路市釧路崎灯台226度の線と北緯42度40分9秒の線との交点
 - 北緯42度40分9秒の線と北海道中川郡の最大高潮時海岸線との交点
 - 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台から15海里以内の海域
- 青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線と最大高潮時海岸線と青森岩手両県界正東の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と青森岩手両県界正東の線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線との両線間における海域
- 青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線と千葉県南房総市野島崎突端正東の線との両線間における海域
- 青森県八戸市敷角突端正東の線と千葉県南房総市野島崎突端正東の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界正東の線と千葉県南房総市野島崎突端正東の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と宮城県福島県界正東の線と同海岸線と福島茨城両県界正東の線との両線間における海域(太平洋中区)
- 次のイからニまで及びイの点を順次に結ぶ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から5キロメートル以内の海域を除く。
 - 北緯34度40分12秒東経139度34分49秒の点
 - 北緯34度40分12秒東経139度9分49秒の点
 - 北緯34度20分12秒東経138度59分49秒の点
 - 北緯34度20分12秒東経139度34分49秒の点

- 静岡県下田市爪木崎突端正南の線と最大高潮時海岸線と三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域
- 静岡県御前崎市御前崎突端正南の線と最大高潮時海岸線と三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と三重和歌山両県界正南の線と東経134度53分50秒の線との両線間の海域のうち和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境にある日ノ御崎突端及び徳島県阿南市伊島頂上を通る線以南の海域(太平洋南区)
- 東経134度53分50秒の線と高知県宿毛市船来島西端を通る緯線との両線間における太平洋の海域
- 東経134度53分50秒の線以西、宮崎県串間市都井岬突端正東の線以北の太平洋の海域
- 徳島県阿南市蒲生田岬突端正南の線と東経129度59分52秒の線との両線間における海域。ただし、漁業法施行令第27条の表瀬戸内海の項の下欄に掲げる海域を除く。(日本海北区)
- 北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線及び東経132度59分50秒の線により囲まれた海域
- 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎突端正西の線と最大高潮時海岸線と青森秋田両県界正西の線との両線間における海域
- 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎突端正西の線と新潟県新潟市新潟港西区西突端灯台北北西の線との両線間における海域
- 青森県北津軽郡中泊町権現崎突端正西の線と石川県珠洲市榎崎突端正北西の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と新潟県新潟市正北の線と同海岸線と福井県京都府境界正北の線との両線間における海域
- 石川県珠洲市榎崎突端正北の線と最大高潮時海岸線と京都府兵庫県境界正北の線との両線間における海域
- 石川県珠洲市榎崎突端正北の線と島根県出雲市日御崎突端正北の線との両線間における海域
- 福井県三方上中郡若狭町常神岬突端正北の線と兵庫県美作郡香美町余部崎突端正北の線との両線間における海域(日本海西区)
- 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北の線と島根県出雲市日御崎突端正北の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と京都府兵庫県境界正北の線と東経129度59分52秒の線との両線間における海域及び北緯40度9秒の線以南、北緯35度11秒の線以北、東経129度59分52秒の線以西の海域
- 最大高潮時海岸線と京都府兵庫県境界正北の線と東経129度59分52秒の線との両線間における海域
- 北緯35度11秒の線、島根県出雲市日御崎灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経129度59分52秒の線及び東経128度29分52秒の線により囲まれた海域
- 島根県出雲市日御崎灯台正北の線と東経129度59分52秒の線との両線間における海域
- 最大高潮時海岸線と島根山口両県界北西の線以西、東経129度59分52秒の線以東の海域
- 山口県下関市角島西端正北の線と東経129度59分52秒の線との両線間における海域
- 北緯39度11秒の線、北緯33度9分27秒の線、東経129度59分52秒の線及び東経127度59分52秒の線により囲まれた海域
- 北緯34度34分41秒東経129度2分42秒の点から北緯32度30分12秒東経126度59分53秒の点に至る線、北緯33度9分27秒の線、東経128度29分52秒の線及び東経127度59分52秒の線により囲まれた海域

以西底びき網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、以西底びき網漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

	操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
				旧トン数	新トン数	
1	操業区域(別記 の操業区域をい う。以下同じ。 の1	1そうびき及び 2そうびき	周年	15トン以上50トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けてい る船舶にあってはこの範囲において許 可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上185トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けてい る船舶にあってはこの範囲において許 可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を 受けている船舶の数 8
2	操業区域の2	1そうびき	毎年8 月16日 から翌 年5月 15日ま で	15トン以上50トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けてい る船舶にあってはこの範囲において許 可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上76トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けてい る船舶にあってはこの範囲において許 可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を 受けている船舶の数 24

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

1 北緯10度20秒の線以北、北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線、北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線、北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線、北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線及び北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線から成る線以西の太平洋の海域

2 北緯33度12秒の線以北、東経127度59分52秒の線以西、東経127度29分53秒の線以東の海域

遠洋底びき網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域	1 そうびき	周年	15トン以上 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 3

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域

イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線

ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線

ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線

ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線

東シナ海はえ縄漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、東シナ海はえ縄漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域		周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 15

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

次の各号に掲げる海域

- 1 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第9条2に定める海域
- 2 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第7条1に定める海域
- 3 北緯30度40分13秒の線以北、東経124度44分54秒の線以東、東経127度29分53秒の線以西の東シナ海の海域(1に掲げる海域を除く)

大西洋等はえ縄等漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、大西洋等はえ縄等漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
大西洋又はインド洋の海域	かご※	周年	現に許可又は認可を受けた際の総トン数	現に許可又は認可を受けた際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
	はえ縄※	周年	現に許可又は認可を受けた際の総トン数	現に許可又は認可を受けた際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1

※漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行後に最初に行う漁業法第45条の許可の日以降から適用する。

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

太平洋底刺し網等漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、太平洋底刺し網等漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

	操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
				旧トン数	新トン数	
1	操業区域(別記 の操業区域をいう。以下同じ。) の1	刺し網※	周年	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている 船舶の数 2
2	操業区域の2	刺し網※	周年	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている 船舶の数 1
3	操業区域の3	はえ縄※	周年	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている 船舶の数 2
4	操業区域の4	はえ縄※	周年	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	現に許可又は認可を受けた際 の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている 船舶の数 5

※漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行後に最初に行う漁業法第45条の許可の日以降から適用する。

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

1 北緯50度の線、東経146度の線、北緯57度の線及び東経153度の線に囲まれた水域のうち、ロシア連邦200海里水域を除いた水域(オホーツク公海水域)

2 北緯25度の線、東経165度の線、北緯50度の線及び西経175度の線に囲まれた水域のうち、米国200海里水域を除いた水域(天皇海山水域)

3 南極の海洋生物資源の保存に関する条約(昭和57年条約第3号)第1条に規定する条約水域のうち、東経146度55分以東、西経67度16分以西の水域

4 我が国の排他的経済水域に囲まれた水域(小笠原公海水域)

大中型まき網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、大中型まき網漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

	操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
				旧トン数	新トン数	
1	操業区域(別記の操業区域をいう。以下同じ。)の1	1 そうまき	周年	15トン以上30トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上37トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 3
				15トン以上40トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上48トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
				40トン以上60トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	48トン以上81トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 3
				40トン以上100トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	48トン以上136トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
				/	48トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 16
		2 そうまき	周年	15トン以上30トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	15トン以上37トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 18
2	操業区域の1及び2	1 そうまき	周年	/	48トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
3	操業区域の1、2及び4	1 そうまき	周年	/	48トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
4	操業区域の1、2、4、6及び8	1 そうまき	周年	40トン以上100トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	48トン以上136トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
5	操業区域の1、2及び8	1 そうまき	周年	40トン以上100トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	48トン以上136トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2

					48トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
24	操業区域の9	1 そうまき	周年	200トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	200トン以上351トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 4
				200トン以上1,000トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	200トン以上761トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 13
25	操業区域の9及び10	1 そうまき	周年	200トン以上1,000トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	200トン以上761トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 4
26	操業区域の10	1 そうまき	周年	200トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	200トン以上351トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 6

備考

- 「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項の修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると水産庁長官が認めて大型化した船舶については、大型化前の総トン数が「船舶の総トン数」の列に該当するものとする。ただし、当該船舶の制限措置の内容となる船舶の総トン数は、当該大型化による増加トン数も含めたトン数とする。

別記 操業区域

- 北部太平洋海区 千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）
- 中部太平洋海区 千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間における海域
- 南部太平洋海区 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第16条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域（以下、「瀬戸内海の海域」という。）を除く。）
- 北部日本海海区 石川県珠洲市祿剛崎灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域
- 中部日本海海区 石川県珠洲市祿剛崎灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域
- 西部日本海海区 最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原崎突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（瀬戸内海の海域を除く。）
- 九州西部海区 日本海における東経129度59分53秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経127度59分53秒の線、北緯27度14秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
- 東海黄海海区 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域
- 太平洋中央海区 東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）
- インド洋海区 南緯19度59分35秒以北（東経95度4秒から東経119度59分56秒までの間の海域については、南緯9度59分36秒以

基地式捕鯨業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、基地式捕鯨業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
	もりづつ	周年	現に許可又は認可を受けた際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 5

備考

母船式捕鯨業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、母船式捕鯨業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			母船	独航船	
	もりづつ	周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 母船 1 独航船 3

備考

かじき等流し網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、かじき等流し網漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域		周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可 を受けている船舶の数 56

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域

1 オホーツク海、日本海及び東シナ海

2 東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域

(1) 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点

(2) 千葉県南房総市野島埼灯台正南30海里の点

(3) 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点

(4) 赤道と東経146度59分49秒の線との交点

3 領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南島島を囲む部分

4 東経144度59分46秒の線、北緯41度10秒の線、東経142度59分47秒の線、北緯38度11秒の線、東経141度59分47秒の線、次の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線、次の(4)の点から(6)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(第1号に掲げる海域を除く。)

(1) 青森県西津軽郡深浦町鱸作埼突端

(2) 北海道松前郡松前町松前小島灯台

(3) 北海道松前郡松前町白神岬突端

(4) 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点

(5) 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点

(6) 北緯30度15秒東経146度59分47秒の点

東シナ海等かじき等流し網漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、東シナ海等かじき等流し網漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域		周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可 を受けている船舶の数 5

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

東経127度59分52秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する中間線(以下「中間線」という。)、中間線と北緯33度12秒の線との交点から北緯33度12秒東経127度59分52秒の点に至る直線、北緯33度12秒東経127度59分52秒の点から北緯30度13秒東経127度59分52秒の点に至る直線、北緯30度13秒東経127度59分52秒の点から北緯27度14秒東経125度29分54秒の点に至る直線及び北緯27度14秒東経125度29分54秒の点から東経125度29分54秒の線と中間線との交点に至る直線に囲まれた海域

17	操業区域の1から8まで	釣り	周年	10トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上500トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●
18	操業区域の1から8まで	釣り	周年	10トン以上580トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上580トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●
19	操業区域の1から8まで	釣り	周年	10トン以上660トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上660トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●
20	操業区域の9	釣り	周年	10トン以上60トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上120トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●
21	操業区域の9	釣り	周年	10トン以上180トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上180トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●
22	操業区域の10	釣り	周年	10トン以上20トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上20トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 ●

備考

1 「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

(全海域)

- 1 第1海区 オーストラリアの南海岸線と東経141度の線との交点から南緯55度東経141度の点に至る直線、南緯55度東経141度の点から南緯55度東経150度の点に至る直線、南緯55度東経150度の点から南緯60度東経150度の点に至る直線、南緯60度東経150度の点から南緯60度西経130度の点に至る直線、南緯60度西経130度の点から南緯4度西経130度の点に至る直線、南緯4度西経130度の点から南緯4度西経150度の点に至る直線及び南緯4度西経150度の線から成る線以西の太平洋の海域
- 2 第2海区 オーストラリアの南海岸線と東経141度の線との交点から南緯55度東経141度の点に至る直線、南緯55度東経141度の点から南緯55度東経80度に至る直線、南緯55度東経80度の点から南緯45度東経80度に至る直線、南緯45度東経80度の点から南緯45度東経30度の点に至る直線及び南緯45度東経30度の点から東経30度の線とアフリカ大陸南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域
- 3 第3海区 北緯30度の線以北、西経45度の線以東の大西洋の海域(地中海を含む。)
- 4 第4海区 アフリカ大陸の西海岸線と北緯30度の線との交点から北緯30度西経45度の点に至る直線、北緯30度西経45度の点から北緯10度西経45度の点に至る直線、北緯10度西経45度の点から北緯10度西経35度の点に至る直線、北緯10度西経35度の点から北緯5度西経35度の点に至る直線、北緯5度西経35度の点から北緯5度西経30度の点に至る直線、北緯5度西経30度の点から赤道と西経30度の線との交点に至る直線、赤道と西経30度の線との交点から赤道と西経25度の線との交点に至る直線、赤道と西経25度の線との交点から南緯50度西経25度の点に至る直線、南緯50度西経25度の点から南緯50度東経30度の点に至る直線及び南緯50度東経30度の点からアフリカ大陸の南海岸線と東経30度の線との交点に至る直線から成る線以東の大西洋の海域
- 5 第5海区 北緯35度以北の西経45度の線、北緯35度西経45度の点から北緯35度西経65度の点に至る直線、北緯35度西経65度の点から北緯20度西経65度の点に至る直線及び北緯20度西経65度の線以西の北緯20度の線から成る線以西の大西洋の海域
- 6 第6海区 西経65度以西の北緯20度の線、北緯20度西経65度の点から北緯35度西経65度の点に至る直線、北緯35度西経65度の点から北緯35度西経45度の点に至る直線、北緯35度西経45度の点から北緯10度西経45度の点に至る直線、北緯10度西経45度の点から北緯10度西経35度の点に至る直線、北緯10度西経35度の点から北緯5度西経35度の点に至る直線、北緯5度西経35度の点から北緯5度西経30度の点に至る直線、北緯5度西経30度の点から赤道と西経30度の線との交点に至る直線、赤道と西経30度の線との交点から赤道と西経25度の線との交点に至る直線、赤道と西経25度の線との交点から南緯50度西経25度の点に至る直線、南緯50度西経25度の点から南緯50度西経130度の点に至る直線、南緯50度西経130度の点から南緯4度西経130度の点に至る直線、南緯4度西経130度の点から南緯4度西経150度の点に至る直線及び南緯4度以西の西経150度の線から成る線以東の太平洋の海域
- 7 第7海区 南アメリカ大陸の南海岸線と西経67度16分の交点から南緯60度西経67度16分の点に至る直線、南緯60度西経67度16分の点から南緯60度西経130度の点に至る直線、南緯60度西経130度の点から南緯4度西経130度の点に至る直線、南緯4度西経130度の点から南緯4度西経150度の点に至る直線及び南緯4度以西の西経150度の線から成る線以東の太平洋の海域
- 8 第8海区 第1海区から第7海区までを除く全海域(近海)
- 9 北緯50度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経100度の線により囲まれた海域(漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第2条1に規定する海域を除く。)
イ 北緯50度西経150度の点
ロ 南緯4度西経150度の点
ハ 南緯4度西経130度の点
ニ 南緯25度西経130度の点
ホ 南緯25度東経155度の点
ヘ 南緯11度30分東経129度の点
ト 南緯11度30分東経113度28分の点
チ 南緯10度東経113度28分の点
リ 南緯10度東経100度の点(小型)
- 10 9に掲げる海域のうち、北緯50度の線、北緯20度の線、西経150度の線及び東経170度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)を除く海域

北太平洋さんま漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、北太平洋さんま漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域		周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可 を受けている船舶の数 170

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)

ずわいがに漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、ずわいがに漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

	操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
				旧トン数	新トン数	
1	操業区域(別記 の操業区域をい う。以下同じ。) の1	かご※	毎年11 月20日 から翌 年2月 末日ま で	10トン以上29.99トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上30トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 7
				30トン以上49.99トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	30トン以上114トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 2
2	操業区域の2	かご※	毎年10 月1日 から翌 年3月 31日ま で	10トン以上19.99トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上20トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 1
3	操業区域の3	かご※	毎年10 月1日 から翌 年4月 30日ま で	10トン以上19.99トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	10トン以上20トン未満 (現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあってはこの範囲において許可又は認可を受けた際の総トン数)	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 4

※漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行後に最初に行う漁業法第45条の許可の日以降から適用する。

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

- 新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西の日本海の海域(A海域)
- 秋田県雄物川河口中央から真方位270度の線と同県森山山頂から磁針方位296度の線間における水深300メートルから水深500メートルの海域
- 新潟県の沖合海面(ただし、次の海域に限る。)
 - 最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線以東、新潟県糸魚川市姫川河口中心点から正北の線以西の海域のうち水深200メートルから600メートルの海域。
 - 新潟県佐渡市田切須崎突端正西の線と市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合4海里以内の海域。
 - 新潟県佐渡市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線と同県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。
 - 新潟県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線と市沢崎燈台中心点正東の線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合4海里以内の海域。

日本海べにずわいがに漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、日本海べにずわいがに漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
別記の操業区域		毎年9月1日から翌年6 月30日の間	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認 可を受けている船舶の数 12

備考

「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

別記 操業区域

次に掲げる海域以外の日本海の海域

イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水

ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域

- (1) 北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線
- (2) 北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線
- (3) 北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線
- (4) 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線

いか釣り漁業

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業について漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第7条各号に定める制限措置の内容を次のように定める。

令和2年12月1日

農林水産省

操業区域	漁具の種類 その他の漁業 の方法	漁業 時期	船舶の総トン数		許可又は起業の認可を すべき船舶等の数
			旧トン数	新トン数	
		周年	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	現に許可又は認可を受けた 際の総トン数	該当なし ※現に許可又は起業の認可を受けている船舶の数 71

備考

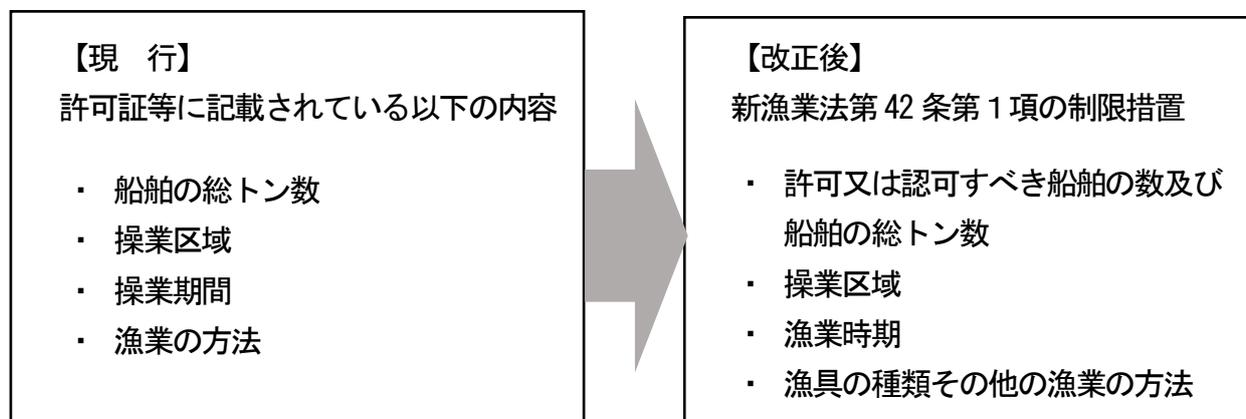
「新トン数」とは、昭和57年7月18日以降で建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)附則第3条第1項の修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

漁業法第 42 条第 1 項に基づく大臣許可漁業に係る 制限措置の内容の公示について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「新漁業法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、制限措置の内容を別紙のとおり定め、改正法の施行日（令和 2 年 12 月 1 日）に農林水産省のホームページにて公示する。

改正法の附則第 8 条第 1 項又は第 2 項において、改正法の施行の際現に指定漁業又は特定大臣許可漁業の許可又は起業の認可を受けている者は、新漁業法に基づく大臣許可漁業の許可又は起業の認可を受けたものとみなす旨規定している。

この規定を適用するに当たり、改正前の漁業法に基づいて交付された許可証等に記載されている船舶の総トン数、操業区域、操業期間及び漁業の方法を新漁業法第 42 条第 1 項の制限措置の内容と定め、公示する。なお、改正法の施行に当たり新しい制限を付すものではない。



（参考）改正後の漁業法第 42 条第 1 項

農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

※ 新規の許可又は認可を目的とする公示ではないため、許可又は認可を申請すべき期間は公示しない。